

官報

号外 昭和二十二年八月十三日

○第一回 参議院會議録第二十一号

昭和二十二年八月十二日(火曜日)午前
十時二十三分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十二年八月十二日
午前十時開議

第一 会計検査院の検査官の任命
に関する件

第二 国会議員の特別手当に関する
法律案(衆議院提出)

第三 昭和二十二年法律第八十一
号(衆議院に提出する証人の旅費
及び日当に関する法律)の一部
を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る八日修正議決した左の内閣提出案
は、即日これを衆議院に送付した。

昭和二十二年法律第十一号(弁護士
及び弁護士試験の資格の特例に関す
る法律)の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民貯蓄組合法の一部を改正する法
律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法
律
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
昭和二十二年年度一般会計予算補正
(第一号)

又同日衆議院から予備審査のため左の
議案が送付された。
国会議員の特別手当に関する法律案
(浅沼稻次郎君外七名提出)

昭和二十二年法律第八十一号(衆議院
に提出する証人の旅費及び日当に関
する法律)の一部を改正する法律案
(浅沼稻次郎君外七名提出)

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。
病院組織、看護業務の改善並に國家
による看護婦再教育に関する質問主
意書(井上なつる君提出)

農地実地作付面積調査に関する質問
主意書(小川友三君提出)

土地の権利金問題に関する質問主意
書(小川友三君提出)

農地宅地を農地とした現在耕作地に
関する質問主意書(小川友三君提出)

医薬品公定価格改正に関する質問主
意書(小川友三君提出)

外交問題に関する質問主意書(小川
友三君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員姫井伊介君提出商法改正
に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君外二名提出國
民の耐乏生活についての質問に対す
る答弁書

参議院議員北條秀一君提出新日本建
設運動と國旗登殿擁護と船運促進と
の関連についての質問に対する答弁
書

参議院議員姫井伊介君提出無用法令
の廃除に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君外四名提出民
主主義新日本建設の基礎条件とし
て、戦争犠牲の公平なる負担問題に
関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君外三名提出農
地調整法並びに自作農創設特別措置
法に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君外四名提出最
近の復員者待遇に関する質問に対す
る答弁書

大蔵事務官正示啓次郎君
計局設計部長
大蔵事務官主 石原 周夫君
計局法規課長

去る九日衆議院から左の内閣提出案を
受領した。よつて議長は、即日これを
厚生委員会に付託した。
傳染病予防法等の一部を改正する法
律案

保健所法を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
内務省及び内務省の機構に関する勅
令等を廃止する法律案

地方自治委員会、公安廳及び建設院
設置法案
内務省官制廢止に伴う法令の整理に
関する法律案

飼料配給公團法案
海難審判法案
農業協同組合法案

農業協同組合法の制定に伴う農業團
体の整理等に関する法律案
同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。

昭和二十二年年度一般会計予算補正
(第一号)
予算委員会に付託
飼料配給公團法案

農林委員会に付託
又同日議長は、左の予備審査のための
衆議院送付案を衆議院運営委員会に付託
した。
国会議員の特別手当に関する法律案
(浅沼稻次郎君外七名提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。
よつて議長は、即日これを衆議院運営委
員会に付託した。
国会議員の特別手当に関する法律案
昭和二十二年法律第八十一号(衆議院
に提出する証人の旅費及び日当に関
する法律)の一部を改正する法律案

同日衆議院から同院は、佐藤基君、下
岡忠一君及び諸橋義君を会計検査院の
檢察官に任命することに同意した旨の
通知書を受領した。
同日内閣総理大臣から左の者を第一回
國會政府委員に任命した旨の通知書を受
領した。

大蔵事務官 正示啓次郎君
石原 周夫君
同日議長は、左の内閣提出案を農
林委員会に付託した。
開拓者資金融通法の一部を改正する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
皇室經濟法施行法案
家事審判法案
日本國憲法第八條の規定による議決
案

兒童福祉法案
鉄道營業法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。

海難審判法案
運輸及び交通委員会に付託
農業協同組合法案

農業協同組合法の制定に伴う農業團
体の整理等に関する法律案
農林委員会に付託
家事審判法案

司法委員会に付託

官報号外 昭和二十二年八月十三日

衆議院會議録第二十一号 議長の報告

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

同日参議院長から左の報告書を出した。
国会議員の特別手当に関する法律案
可決報告書

昭和二十二年法律第八十一号(参議院
に附する証人の旅費及び日当に關
する法律)の一部を改正する法律案
可決報告書
同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

病院組織、看護業務の改善並に國家
による看護婦再教育に関する質問主
意書(井上なつゝ君提出)
農地の實際作付面積調査に関する質
問主意書(小川友三君提出)
土地の権利金問題に関する質問主意
書(小川友三君提出)

戦災宅地を農地とした現在耕作地に
関する質問主意書(小川友三君提出)
医療品公定価格改正に関する質問主
意書(小川友三君提出)
又同日内閣から左の答弁書を受領し
た。

参議院議員小川友三君提出医療品公定
に関する質問に対する答弁書
去る八日委員長から提出した左の調査
承認要求書に対し、議長は、昨十一日
これを承認した。

医療制度調査承認要求書
一、事件の名称 医療制度調査
一、調査の目的 医療関係諸制度
の現状を調査して、その整備確
立を期する。

一、利益 医療関係諸制度の改
革、國民保健対策の樹立に寄與
する。
一、方法 小委員会を設けて、關係
者から意見を聴取し、及び資料
を蒐集する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十二年八月八日
厚生委員長 塚本 顯藏
参議院議長松平恒雄殿
生鮮食品及び青果物の生産並
びに統制状況に関する調査承認
要求書

一、事件の名称 生鮮食品及び
青果物の生産並びに統制状況に
関する調査
一、調査の目的 生鮮食品及び
青果物の生産並びに統制状況を
検討して制度の適正化を図る。

一、利益 現下の國民食生活の安
定向上に寄與する。
一、方法 実地調査をする。
一、期間 今期国会開会中
一、費用 概算 六、三九〇円
内訳
一、調査員旅費(一名一日二〇
〇円) 四名七分 五、六〇〇
円
一、事務局職員(一名四日分)
荷送料 四五〇円
日当 一六〇円
旅費 一八〇円(埼玉縣、
千葉縣方面)

右本委員会の決議を経て、参議院規則
第三十四條第二項により要求する。
昭和二十二年八月八日
参議院議長松平恒雄殿
厚生委員長 補見 善男

商法改正に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年八月一日
参議院議長松平恒雄殿
殖井 伊介

商法改正に関する質問主意書
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律が頒布されたとはい
え、産業の民主的社會化を必至とす
る今日、資本主義論議時代に出來た
商法は、根本的に改正するの要があ
る。且つ商法の内容から言つて、商
法という名も適當ではあるまい。そ
こで左のことを質問する。

一、政府は現行の商法を産業法と
改称し且つこれを改正する意思
無きや。
右に對し文書答弁を求めらる。

内閣参事第一六号
昭和二十二年八月八日
内閣総理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員殖井伊介君提出商法改正
に関する質問に對し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員殖井伊介君提出商法改
正に関する質問に対する答弁書
日本經濟の民主化を實現すること
は、ポツダム宣言の受諾に伴ふ當然
の義務である。政府は、持株会社整
理委員会令、会社の証券保有の制限
等に関する件、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律等を制
定するとともに、既存の各種法令に
經濟民主化の見地から適當な改正を
加え、鋭意これを実現を図つてい
る。商法の規定は、これらの經濟民
主化法令によつて、既に実質的に重
大なる改変を蒙つておるので、經濟
民主化のためには、必ずしも今直ち

に商法を改正する必要があると思わ
れない。
商法は經濟活動に関する根本的な
ので、當面の經濟民主化の過程が一
段落した後で、更に徹底的な根本的
な立場から商法全般にわたつて再檢
討を加えることが必要にならうかと
思われる。

國民の耐乏生活についての質問主
意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。
昭和二十二年七月三十一日
北條 秀一 總務課六郎
星野 芳樹
参議院議長松平恒雄殿

國民の耐乏生活についての質問主
意書
片山内閣総理大臣は、施政方針演
説において國民の耐乏生活を要請し
これに基く質素應答があつたが次の
点に就ての見解を示されたい。
一、最低生活費の基準に就いて政府
には科學的研究の成果があると思
ふが之を具體的に次の様にして示
されたい。

イ、國民の必要熱量の基準を勤務
の度合に依つて示すこと
ロ、右の熱量源を何に求めてい
るか
ハ、以上を根本として現在の社會
狀勢よりして標準家庭一ヶ月の
最低生活費を食費、住費等々
に分類してどれ位と考へてい
るか
ニ、生活保護法に依る生活扶助金
算額の基礎と右の最低生活費と

の関連をどう考へていられるのか
二、平野参事大臣は大都市の野菜供
應に就いて七月は二十二匁、八月
は三十匁とすると言明したが三十
匁と云ふ標準は人間生活に必要な
量なのか、或は供給可能量なのか、若
し供給可能量であつて必要量でな
いとすれば必然的に不足量の補給
の問題が起るがこれに就いてどう
考へていられるのか。

内閣参事第一七号
昭和二十二年八月八日
内閣総理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員北條秀一君外二名提出國
民の耐乏生活に関する質問に對し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員北條秀一君外二名提出
の國民の耐乏生活についての質問
に對する答弁書
一、最低生活費についてのお尋ねで
あるが、生活費について政府にお
いて問題としていられるのは基礎生活
費に關してであるので、基礎生活
費についての見解を述べらる。

イ、日本國民の一人一日当り平均
の生理的必要量は二、一六〇カ
ロリとされてはいるが、戦後の
著しい世界食糧不足の情勢に照
し、日独兩敗戰國に對する食糧
輸入量決定の基準としては差し
當り一、五五〇カロリ程度を
確保することを目標とされてい
るので戦國の宿命の所産とし
て、この一、五五〇カロリを
國民の攝取熱量基準とせざるを得
ない事情にあり、従つてまた
この數字を基準生活費算定の基

礎とする。

ロ、右の熱量源を何に求めてい
るか
ハ、以上を根本として現在の社會
狀勢よりして標準家庭一ヶ月の
最低生活費を食費、住費等々
に分類してどれ位と考へてい
るか
ニ、生活保護法に依る生活扶助金
算額の基礎と右の最低生活費と

の関連をどう考へていられるのか

二、平野参事大臣は大都市の野菜供
應に就いて七月は二十二匁、八月
は三十匁とすると言明したが三十
匁と云ふ標準は人間生活に必要な
量なのか、或は供給可能量なのか、若
し供給可能量であつて必要量でな
いとすれば必然的に不足量の補給
の問題が起るがこれに就いてどう
考へていられるのか。

内閣参事第一七号
昭和二十二年八月八日
内閣総理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員北條秀一君外二名提出國
民の耐乏生活に関する質問に對し、
別紙答弁書を送付する。

準としてゐるわけである。

ハ、以上のを根本とし、標準家庭(四・二人)一ヶ月の基準生活費を飲食物費、住居費等々に分類して示すことである。

一 飲食物費 一、四六六・三八
二 住居費 八九・五五
三 光熱費 九一・九五
四 被服費 二二〇・二二
五 保健衛生費 一五九・二二
六 教育、修養、娯楽費 一二七・三七
七 交通、通信、演習費 六一・九八
八 其他 八二・六一
九 合計 二、二九九・一七

ニ、生活保護法による生活扶助金の算出は、最低生活の維持を目的としてこれを行ふのであり、しかも最低生活の内容自体は、何々の世帯における生活の実状によつて異なるので、右の平均的基準生活費とは直接の關係はない。

二、蔬菜の消費費地に対する配給を一人一日当り七月二〇日八月から十月まで三〇日としたのは、各府地の出荷計画に基く供給可能量を示したものである。

蔬菜は職前一八日当り六一七

官報号外 昭和二十七年八月廿三日 参議院會議録第二十三号 閣内閣主権論及び其の意義

〇徴収度を削減してしたのであり、ピタミシ給付としてこの程度の購買が望ましいので、地方特産地の再興育成をはかり、その増産を行わせるため肥料農薬等の先渡、蔬菜の出荷にリソクした肥料及びガソリンの配給を行い、地方自給率の増産を奨励して、大消費地における蔬菜対策としてゐる。

尚大消費地に入荷後の公正配増加をはかるため、新しい業者の登録制を八月一日より行ふこととした。

新日本建設運動と國旗保護と掃蕩促進との關連についての質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十一日 北條 秀一 参議院議長松平恒雄殿

新日本建設運動と國旗保護と掃蕩促進との關連についての質問主意書

とは感謝に堪えないところである。今こそ敗戦日本國民は、この國旗の下に團結し危機の突進に全力を挙げべき時である。にも拘らず國旗は全國民から殆んど忘れられた様な有様である。國旗の尊嚴保護を國民運動の中心とするのが正しいと考へるが如何。又これに關する方策について政府に対策ありや。

最も悲惨なる戦争犠牲者は未掃蕩同胞である。これ等の掃蕩促進は当然に下からもり上る國民運動の重要項目であるべき筈であるが政府が先頭に立つて、國民運動を奨励するならば國民の奮起を要するならばこの掃蕩促進運動を重要項目として取り上げるべきことによつて、戦争犠牲者の家族及び之をとりまく多数者を鼓舞せしめることとなると考へるが之に對する見解如何。

内閣委員第一八号 昭和二十二年八月八日 内閣総理大臣 片山 哲 参議院議長松平恒雄殿

参議院議員松平恒雄殿 参議院議員松平恒雄殿 掃蕩促進と國旗保護と掃蕩促進との關連についての質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松平恒雄殿 参議院議員松平恒雄殿 掃蕩促進と國旗保護と掃蕩促進との關連についての質問に對する答弁書

一、新日本建設國民運動において現下の經濟危機打開のため國民各自が自立精神を回復して自らの責任において万事を処理する如き態勢を確立することを目標の一として

いるのであつて、このため國旗に對し敬慕を表し國旗を敬むことによつて自主的精神を涵養して時難の克服に邁進する風潮を養ふことは必要なる事柄と考へてゐる。

依つて許された條件の下に國旗の尊嚴を機會ある毎に力説して危機の突破に努力したいと思ふ。

二、在外同胞の掃蕩促進についてはそれぞり關係筋において連合軍に對し懇請を続けつつあるが、新日本建設國民運動に併行して在外同胞の掃蕩促進の運動がつづければその目的達成に力強い推進力を加えることは望ましいことであつて、同時に國民運動の目標に掲げられた國民相互の友愛協力の発揮によつて戦争犠牲者其他未掃蕩者、遺家族、留守家族等のための國民的援護の案があるならば、これが同時に掃蕩促進に對して最も大きな寄與をなすものであると考へてゐる。

無用法令の廢除に關する質問主意書 右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月一日 堀井 伊介 参議院議長松平恒雄殿

無用法令の廢除に關する質問主意書 現行法令中には、大政官制以來のもの、累加層層されて、既に時代に其の生命を失へるもの、却つて支障になるもの、憲法施行上當然改廢を要するものが甚だ多い。ここに

おいて政府は、本年、掃蕩、國家主義的立法案に消滅せられたる我國の法的体系を、新日本のそれに適應するが如く刷新すると共に、法令の取扱と整理を簡易ならしむるため、適當なる調査機關を設けて、先ず其の無用有弊の法令を速かに廢除するの意思無きや。

右質問に對し文書答弁を求める。 内閣委員第一九号 昭和二十二年八月八日 内閣総理大臣 片山 哲 参議院議長松平恒雄殿

参議院議員堀井伊介君提出無用法令の廢除に關する質問に對する答弁書

本年、封鎖的、國家主義的立法に消滅せられた我國の法的体系を新日本にそれを適應する如く刷新すると共に、法令の取扱と整理を簡易ならしめるため先ずその無用有弊の法令を速かに廢除するの意思無きかと、御質問であるが、その趣旨について、政府は、まことにものとまことと思ふ。

一、御承知の通り、去る五月三日日本國憲法の施行とともに、新憲法の規定に反する法律、命令等についてその効力を有しないこととなつた。従つて、これに該当する法令等は、國法として存在しない。

(註) このよりの法令については、政府はできるだけ一般に分明ならしめるために、當時廢止の手續をとつた。

二、次に、新憲法によれば、法律を以て規定しなければならぬ事項を旧憲法当時制定された命令で規定しているものが相当数にのぼっているものであつて、政府としては、できるかぎりその整理につとめたのであるが、これら新憲法施行前に一挙に整理改訂し、將來にお存続せしめる必要のあるものについて一々法律に改めるといふことは實際問題として不可能の事に属した。従つて、これら將來も効力を存続せしめる要のある命令の規定については、前議会の協賛を経て成立した昭和二十二年法律第七十二号によつて、新憲法施行後は昭和二十二年十二月三十一日まで法律と同一の効力を有することとする措置がとられたのである。

しかし、この措置は、新憲法の施行に際して時日の關係上已むを得ない特別の措置として採られたものであつて昭和二十二年十二月三十一日経過後も、法律と同様の効力を有するものとして、存置する必要があるものは、本年中には、立法措置によつて、法律に改めねばならないのであつて、政府内では着々その準備を進めている次第である。

三、第三に、直接新憲法と既成關係のない法令であつても、新憲法の施行による新日本の國政にふさわしいように整備すべきものについては、着々その改廢制定について努力している次第である。

四、最後に、無川法令の廢除等のため、政府内には適當な機關を設ける、ことに關しては、只今の処特別な機關を設けることなく、夫々各主管廳において責任をもつて検討することとし、政府内との連絡を密にして、敍上のような目的を達成致したいと考へている次第であるが、今後の必要に應じては御趣旨の存するところに鑑みてよく研究して見たいと考へている。

る、ことに關しては、只今の処特別な機關を設けることなく、夫々各主管廳において責任をもつて検討することとし、政府内との連絡を密にして、敍上のような目的を達成致したいと考へている次第であるが、今後の必要に應じては御趣旨の存するところに鑑みてよく研究して見たいと考へている。

民主主義新日本建設の基礎條件として戦争犠牲の公平なる負担問題に關しての質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年七月三十一日
北條 秀一 穂積眞六郎
淺岡 信夫 星野 芳樹
千田 正
参議院議長松平恒雄殿

民主主義新日本建設の基礎條件として戦争犠牲の公平なる負担問題に關しての質問主意書
民主主義新日本建設は(一)戦争の原因を拂拭すると共に、(二)戦争犠牲の均分化を図ることの二つによつて基礎條件を確立するものである。この基礎條件が確立されなければ、政府が全國民に要請する經濟危機突破対策も新日本建設運動も極めて推進力が弱くなるのみか地から浮いたものとなる事を憂うのである。

戦争の原因の拂拭は軍備の廃止、公職追放、財閥解体及び官僚機構の刷新、官制官制等によつて進められているが、更に之を徹底的に行はなくてはならない。戦争犠牲の公平なる負担には、プラスとマイナスの二つの面がある。

即ちプラス面である戦争犠牲を蒙らなかつた者に対する犠牲の負担は財稅等の徴收等によつて行われたが、マイナス面の戦争犠牲者に対する処置としては、本國の戦災者に対して戦災補償及び一ヶ年間の免除等緊急措置をとられたが引揚者に対しては、昭和二十一年八月十五日まで限り免稅の取扱を準用したのみで其の他については、何等の措置も講じていない。勿論引揚者等の救済等による援護がなされたが、それは保護であつて戦争犠牲の公平なる負担といふことではない。今回政府は財政健全化を図るために、新しく財源を求めむとし、その理由を戦争犠牲の均分化に置いているのであるが、國家の危機を救うための已むを得ない措置であると考えられぬ。然し今日最も問題としなければならぬのは、引揚者等の甚大な犠牲負担の軽減に關する措置である。之は根本的には、消費問題であり殊に現下の社會不安状態よりすれば大きな治安問題にまで發展しつつあるのである。以上の基礎的見解に立ち次の事項につき政府の方針を明らかにされたい。

(一) 戦争犠牲の公平なる負担は民主主義の新日本建設の基礎條件であると考えざるが之に対して政府はいかなる考へを有しているか、そしてこれについて、今日まで如何なる方法によつて戦争犠牲の均分化を図つたかについて具体的説明をされたい。又今後如何なる方法によつてこの方針を具現化せんとするかについて承りたい。

(二) 引揚者等の在外資産の補償は根本的には、講和條約締結後でなければ解決し得ない問題だとしても、在外資産の一小部分である個人資産については、本國における戦災者対策に準じて引揚者等の緊急更生のための社會政策的措置を講ずべきである。これについては、引揚者は本國居住者と違つてその定着地における職、人、地、地縁が極めて薄いために、更生が容易でない。庶民金庫の貸出とか、生活保護法とか、失業対策等が講ぜられてはいるが全く不十分である。従つて引揚者は、國民として如何にも不公平なる取扱をうけているという印象を持つており、今日の如き經濟危機に直面し極端なる社會不安醸成の原因をなしている。従つて政府は何等のことにつき引揚者を納得せしむるに足る理由を明かにされたい。又今後これについての方針を持つておるべきであるが、これらについて具体的に所見を明かにされたい。

(三) 在外同胞救済資金は、敗戦後在外同胞が僻地よりの避難同胞救済のために、生活難に陥つた在外公館員救済のために、財閥間より募集した借款である。之等の借款は、全く政府の行政費に属するものであつて従つて全額を支拂うべきであるが、政府の見解如何、そしてこの問題は今日まで多くの陳情がなされたにも拘らず、何等の処置も講じなかつた理由如何。

(四) 引揚者等が在外時に主として政府の割當によつて引受けた戦争公債に対する利子の支拂は敗戦後実行されてゐないし又今後支拂われ得ないと考へられる。従つて之等の未拂利子は相當額に達するであろうと考へられるがその未拂額庫保留額ほどの位あるか。又この未拂額を引揚者等の更生のための社會政策財源として活用すべきを至当とするが政府の見解如何。

(五) 未帰還者の歸還については、政府も最善を盡しているのであるが、更に之が促進に努力されたい。特にその家族の慰安と激勵をする事は今日最も緊要なことである。これに關して政府の方針について之を具体的に示されたい。

内閣参事第二〇号
昭和二十二年八月八日
内閣總理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員北條秀一君外四名提出
民主主義新日本建設の基礎條件として戦争犠牲の公平なる負担問題に關する質問に対する答弁書
(一) 戦争犠牲の均分化については、終戦後各般の施策において、政府は、できるだけ戦争犠牲の均分化の趣旨を生かすことに努めているのであるが、何分にも終戦に

伴う我國の経済的打撃が深刻のため、戦後経済復元の途も極めて困難であり、ために競争犠牲の均分化の趣旨も、この経済再建を著しく妨げない程度に止めねばならぬ場合も生じて来る。昨年戦争保険や軍需補償等を打切つたのに併せて財産税の賦課を行つたが、この措置は多分に競争犠牲の均分化の趣旨を持つてゐるのである。

その外、引揚者、戦災者等の競争犠牲者に対しては、引揚の接護のほか、乏しい衣料品の配給、少い建設住宅の貸付に当つても、できるだけこれ等の犠牲者を優遇することに努めてゐる。又その更生や失業対策として、庶民金庫からの貸出に考慮を拂い、失業対策、生活保護法の施行等の措置を講じてゐる。

これらの方針は今後においても國力の許す限り同様の趣旨で續けてゆく所存であつて目下政府は今国会に非戦災家屋稅法案の提案方を考究してゐるが、これも亦その方針の現われと御説願頂きたい。

(二) 庶民金庫の貸付金に關しては、本事業が引揚者の自立更生を圖らしめるため極めて緊要な施策であり、且つ、資金の需要も極めて多いので、その増額及び即時貸出の必要性は充分認められるが、目下の処國家財政の都合もあり、困難な事情にあるので、現在高五億円の未放出分の貸出に付ては堅實な貸付方針により眞に必要な方面に對しては、円滑な貸付の行われるよう努力する考であり、又引揚者とそれ以外の者との間には

何の不公平のないよう取扱つてゐるから御承願したい。なほ今後とも國庫予算の状況を勘案し他面庶民金庫自体の貸金調達能力をも併せて考へて、更に或る程度の追加計画に關し考慮致したい。

生活保護法の運用については引揚者の故を以て一般保護者とは別個に差別的又は優先的な取扱を致すことは、出来ないが、苟くも生活困窮のため保護を要する状態にある者に対しては、本法によつて保護し、一層その趣旨の徹底を図り、速かに生活の再建が出来るよう努力を致したい。

又引揚者の失業対策については一般的失業対策の一環として全國各地の公共職業安定所の適職斡旋、土地開拓事業等所謂公共事業への就労促進等特に重点をおき之が設置に當つてゐる。特に引揚者としての特殊性及び適職への轉換、就労を推進する爲郡道府縣に設置されてゐる失業対策実施本部の適切な活用を図る等引揚者失業対策に鋭意努力を重ねてゐる。以上によつても尙就職に恵まれない生活困窮者に対しては生活保護法に依り其の最低生活の維持を図るべく努力致して居る。

又引揚者の更正について財團法人更生事業推進中央会等が設置せられ目下活動を開始してゐる。これらの設置は今後引揚同胞の就業就職等に大に貢献する所があるものと期待してゐる。

(三) 在外同胞救済資金については、之と同性質の在外公館借入金

もあり、此等は在外資産として報告せられてゐると思われ、その解決には努力する考であるが、その補償を優先的に取扱ふことは他の賠償充當資産との振合ひ、その他諸般の点から十分研究の要があるから慎重に考究いたしたい。

(四) 戦時公債中、在外同胞の所有にかかるとしては、その所有者が現在手許に利札を持たず、又当局において所有者を個別に調査することが現状として至難である等のため事実問題として支拂が不可能であるが今後考究の上出来る限り御期待に副うよう努力致したい。

在外邦人の所有する國債の利子未拂額については、在外邦人所有の國債の金額が判明しないため、これに對する利子の未拂額がいくらかになつてゐるかは、算定出来ないが、登錄國債については、所有者が本邦に引揚れば、利拂地を本邦内に移すことが出来る取扱ひであり、その手続をとれば直に支拂を受けられることになつてゐるから一應これを除外し、無記名証券について郵便局を通じての外地賣出額とか戦時中の外地における利子支拂額等を資料として、且つ在外の國債証券はすべて本邦人の所有するものと看做して推算すると次のようである。

無記名國債証券の額面 約四五〇、〇〇〇千円
右に對する利子年額 一五、七五〇千円

自昭和二十年九月
至昭和二十二年六月
一年九ヶ月分利子 二七、五六二千円

なお、右の國債証券に對する元利拂の取扱ひ方は、一般の在外財産の処理方針に則して決定せらるべきものであるから今直にその未拂額を社會政策費の財源に流用することは不適当と考へる。

(五) 未償還者の引揚促進については、政府は凡ゆる機会において適切と思はれる措置を講じて來たが、今後も同様に促進に努力する。未償還者家族の慰安と激励のため、対外通信の斡旋円滑化を図り、更にラジオ放送に「引揚者の時間」を設けて現地情況の速報等を行つてゐる。

農地調整法並に自作農創設特別措置法に關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年七月三十一日
北條 秀一 櫻枝眞六郎
千田 正 星野 芳樹
參議院議長松平恒雄殿

農地調整法並に自作農創設特別措置法に關する質問主意書
引揚者の就業問題解決に資する爲左記事項に關する農林省より地方長官宛通牒の適切且つ早急な実行を要望し之に對する政府の見解を要求する。
(一) 農地調整法第九條の「其の他正當の事由」並に自作農創設特別

措置法第五條第六号の「其の他命令で定める事由」の特例を困難せる引揚地主に適用することを明確化する。

(二) 市町村農地委員会が(一)に就て公平なる審議を行い引揚地主に自作せしめる事を相当と決定した場合その農地は過去及び將來の別なく買收計画より除外する。

(三) 市町村農地委員会が第一回農地買收計画により買收された引揚地主の所有地につき(一)に據り該地主に自作せしめる事を相当と決定した場合その農地に就て該地主の現在の耕作權を保証し且つ買收計画の実施に當つては確實に当該人に買收す事を直ちに市町村農地委員会をして当該人に通知せしめる。

内閣參事第二一號
昭和二十二年八月八日
内閣總理大臣 片山 哲
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員北條秀一君外三名提出農地調整法並に自作農創設特別措置法に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

參議院議員北條秀一君外三名提出農地調整法並に自作農創設特別措置法に關する質問に對する答弁書
一、第一問の農地調整法第九條「其の他正當の事由」については具體的の事件について、その日の生活の維持が困難で、他に就業ができない者で、眞に止むを得ない事由と認められる場合については、耕作者の立場も公平に考慮しの上「其

「他正當ノ事由」として処理することにしては、このことは種々の機会に明確にしては、

自作農創設特別措置法第五條第六号の「其の他命令で定める事由」とは、自作農を営んでゐる者が、就学したためとか、戦時中の應召等で止むを得ず一時的に自作を止めた場合であつて、当初から外國に職を求めて移住した者は「其の他命令で定める事由」に該当しない。

二、第二及び第三問については、農地委員会が一、に該当するものについては、買収計画より除外してゐるものであつて、買収農地の賣戻しということはできない。

最近の復員者待遇に關しての質問
主 意 書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十一日
北條 秀一 星野 芳樹
淺岡 信夫 穂積貞六郎
千田 正

參議院議長松平恒雄殿

最近の復員者待遇に關しての質問
問 主 意 書

最近の復員者は敗戦後二年に及ぶ外地生活のために物心共に疲弊困憊してゐる有様である。然るに本國の深刻なる経済状態は物價は高騰し、鐵道運賃は三倍半となり、加うるに住宅、土地、仕事何れも皆無の現狀において彼等の生活を全く困難ならしめてゐるのである。之等の難問題

を急に解決することも出来ないであらうが、かかる國內情勢に應じ得くとも次の処置をとることは至當のことであるが、これについての政府の見解並に現在の措置を承り度い。

一、復員者に交附すべき俸給額及び交通費は現在如何なる基準で実施してゐるか。

二、右の俸給額及び交通費を官吏給料増額に準じて増額する考えはないか。

三、復員傷痍軍人の治療費の國庫負担は今後とも継続する様措置すべきであると考えるが政府の見解は如何。

内閣參事第二号

昭和二十二年八月八日

内閣總理大臣 片山 哲

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員北條秀一君外四名提出最近の復員者待遇に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員北條秀一君外四名提出最近の復員者待遇に關する質問に対する答弁書

一、未復員者に対しては、復員するまで元の階級に應じて俸給や給料が支給されてゐる。其の支給の方法は、旧陸軍では管外者に対しては原則として留守宅渡により、管内者に対しては帰還の際とりまゝとめて支給される。そこでもと兵であるならば八月現在で復員に際し二百五十円内外の未支給俸給が支拂われることとなつてゐる。旧海軍では希望により家族渡を行ひ家族渡を希望しないものは帰還後未給與金を總め支給してゐる。

交通費については、歸郷時の雜用指弁のため上陸地で階級に拘らず一律に三百円を支給される。復員者は個人としては鐵道運賃を支拂わないで國庫で負担してゐる。

二、俸給については、元の兵に對しその額を引上げると共に下士官以上におけると同様に内地に扶養家族を有するものには家族手当を支給する一案を得て目下研究中である。

交通費について三百円の額が決定された當時と現在とは事情も違ふので研究を要するが、財源その他の關係もあり現在の処置急の実現は難しい。

三、復員傷痍軍人の治療費については生活保護法の適用により國庫に於て負担し、その適用を受け得ないもので他に治療費の支出の途なきものについては治療費の免除等の方法により國庫の負担を軽減する方針である。

昭和二十一年度増加所得税減額に關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十一日
小川 友三

參議院議長松平恒雄殿

昭和二十一年度増加所得税減額に關する質問主意書
一、昭和二十一年度課税されたる、増加所得税は國民の意表外に出たる課税方針にて、一般國民は之が課税方針の不当に巨額なりし爲、現在徴税億円の納税不能を出し、

之等の國民は、政府当局の無理なる課税に毎日、泣いておるのである。再調査申請者に対し適正なる減額の意思ありや。

一、實際問題として營業税、並に所得税を交拂いする上、更に財産税を納入又は分納中の國民に巨額の増加税（増加所得税）は酷にあらざるや。再調査申請者に理由成り立つものには減額すべきであると信ぜるが如何。

右に對する政府の見解を速かに答弁せられたし。

内閣參事第二号

昭和二十二年八月八日

内閣總理大臣 片山 哲

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出昭和二十一年度増加所得税減額に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出昭和二十一年度増加所得税減額に關する質問に対する答弁書

一、増加所得税の課税については、その調査期間が短かつたこと、財産税、戦時補償特別税の決定時期と競合したこと等の關係もあり、その決定について種々の紛議を生じた事実もあつたが、政府は、その所得税額の決定について誤謬があるものについては、速かに訂正する方針で處理を急いでおり、審査の請求、訴訟の提出があつたものに対しては、すでにその大部分の處理を終つてゐる。

二、實際問題として、各種の租税を相次いで納めなければならなかつ

た關係上納税者としても相當の苦痛があつたように認められるが、増加所得税は、昭和二十一年中に生じた事業所得等が昭和二十一年中に生じた当該所得より増加した者に對し、その増差額を對象として課税したものであつて、所得税が従前の前年実績課税であつたのを、本年から予算申告納税制度と改正されることとなつたので、理論的に昭和二十一年中の所得が課税漏れとなるので課税されたものである。政府は、決定額について誤謬があつた者に対しては、速かにこれを訂正する趣旨の下に、審査請求のあつたもの及び訴訟をなした者について處理を急いでいる次第である。

産兒制限に關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月二日
谷口彌三郎

參議院議長松平恒雄殿

産兒制限に關する質問主意書
我が國は今回の敗戦の結果、領土は四割強を失ひ、甚しく狭められたる國土に復員者、引揚者の帰還と出生の激増（戦後一時的の現象ならんも）によりて、人口は益々増加し食糧は不足するため、水陸両方面に於て、科学的施設を加へ増産に努力することと想像せらる。殊に經濟安定本部人口分科会の推定によると、昭和二十五年十月には八千万近くに増加する由なれば、現在の我が國土に

於て、之れ以上の人口に対する國民生活の保証は困難ならんと考えらる。

一方生活困難の結果、國民中には避妊特有害なる避妊器具藥品等を用い或は胎に墮胎を行つる者を生じ其の結果余病を惹起し中には生命を失ふ者もある。

就いては新憲法に鑑み、國民生活を安定するために、國內情勢の好轉する迄、暫定的なるものが救済策としての左記項目に対する政府の御意見を承け賜りたい。

一、人口の増加を當分の間、抑制するの必要ありとすれば、現行國民優生法を積極的に奨励して、不良分子の出生を防止することは、人口増加抑制の一助たるべきを以て、現在殆んど、空文化せる同法を活用せしむるために其の申請及び手術に関する手続きを出来、受け簡易化せしむること。

二、優生手術を認めながら、其の手術前に妊娠したるものに対しては妊娠を継続せしむるも、母体に危険なしとの理由にて、妊娠中絶を認めざるは甚だしき矛盾なりと思ふ。

三、避妊器具及び藥品中有害なる物あり、今後更に純出するものと思ふ、取締りに関し政府の方針如何。

四、妊娠中絶は妊娠の継続並びに

分娩によりて母体の生命を危険ならしむる場合にのみ法的に認められ居るも、現下の社会情勢に於ては、或る程度、之を緩和する必要なや、若し其の必要を認めんとする場合には慎重を期するため先ず中央に産兒調

節審議会(仮称)を設けて我が國人口の將來性特に民族の逆淘汰を來たさぬよう並びに年齢構成がピラミット型を崩さぬよう注意すると俱に國民風俗の頹落を防ぐべく顧慮して妊娠中絶に対する諸條件を定め、其の威

察を地方の産兒調節相談所(仮称)に示し、地方の相談所は産兒調節希望者より提出する医師の妊娠証明書と妊娠中絶希望の理由書を検討し其の中絶の必要あるものには認可証を與えて医師により手術を受けしむること。

五、從來妊娠の継続及び分娩が母体の健康に重大なる危険を及ぼす場合は人工妊娠中絶の医学的條件として法的に認められておるも、尙其の他に刑事政策的、國民優生的、社会的方面よりして左記の場合を認むる意志がないか

イ、論議、誘惑によりて妊娠せる場合
ロ、精神欠陥者の妊娠せる場合
ハ、健康児を有せる職業者又は引揚者にして甚だしく生活苦に悩める者が更に妊娠せる場合

ニ、一般婦人にありても既に三名以上の健康児を有し分娩毎に甚だしく母体の健康度を低下する者が更に妊娠して而も生活著しく窮迫して産兒不可能なる状態にある場合

ホ、分娩後一年以内の婦人にして乳汁分泌不充分の結果、乳兒の發育不良なる際再び妊娠したる場合

右に對し文書答弁を願います。

内閣参事第二四号
昭和二十二年八月八日
内閣總理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員谷口彌三郎君提出産兒制限に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷口彌三郎君提出の産兒制限に関する質問に對する答弁書
一、國民優生法は、悪質分子の出生を防止することが目的であるためこの法律をもつて人口問題を根本的に解決することは、不可能である。

ただ社会状況の現状に鑑み申請、手術等の手續を簡易化して本法の活用を図らなければならぬことは同感である。なお同法第十六條による妊娠中絶の手續を簡

になし得るような通知が送せられ居る。

二、優生手術を當然行ける者が妊娠せしめ又はせしめられた場合、妊娠中絶を行ひ得るようになすことについては目下研究を進めて居る。

三、避妊器具及び藥品中有害なるものは有害避妊器具取締規則及び薬事法によつて今後充分に取締を實施致したい。

四、妊娠中絶の適否を正しく判断するための審議機關は、その必要を感ずるが妊娠中絶を社会目的にまで發展せしめる目的をもつて審議機關を設置することは、その波及するところが極めて大きいので慎重に考へなければならぬと思ふ。

(イ) 論議その他不法なる妊娠の場合の、妊娠中絶は刑法との関係もあるのではなからぬ研究したい。なおかかる場合刑罰を受けたような例はない。

(ロ) 精神欠陥者が妊娠した場合、妊娠中絶を行ひ得るよう途を開くことについては研究を致して居る。

(ハ) 社会目的の妊娠中絶を認めるとは刑法との関係もあり、社会風教上の影響もあり且つ各種社会施設との脱み合せも考へなければならぬので、余程慎重に検討を要すると思ふ。

(ニ) 分娩毎に甚だしく母体の健康度を低下する者については、それが妊娠中絶の医学的條件を充たす場合は人工妊娠中絶を行ふこととし又生活困難により産兒不可能な場合はこれを生活保護法の適用等社会的救済方法を考慮すればよいと考へる。

(ホ) 人工榮養が充分に行へるよう努力しその實現を期すると同時に母体の休養、榮養等を正しく指導することにより乳汁分泌不充分の問題を解決致したいと思ふ。

医薬分業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年八月四日
小川 友三
参議院議長松平恒雄殿

医薬分業に関する質問主意書
明治二十二年薬劑師制度が法律により確定し、更に同時に医師制度が確立した。この立法の精神は、薬分業にあることは明白である。医師は専門に医学を學び、藥劑師は又米、欧文化により最高藥學を學び、官立の大學に藥學部あり、官、公、私立の藥學校二十數校に及び藥劑師數万人を國家は免許し、すでに半世

官報号外 昭和二十二年八月十三日 参議院會議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

紀以上に及ぶも実体的に医師に調劑を許し分業せず、米、欧文化國は皆な医、藥分業の顧なり。

政府はここ数年以内に医藥分業國日本にする意志ありや。

右に対する政府の処見を畫面にて御答弁を希望する。

内閣参事第二六号

昭和二十二年八月十一日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出医藥分業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出医藥分業に関する質問に対する答弁書

医藥分業については、医藥業行政上多年にわたつて論議せられて居る所であり、当局としても是が利害得失につき、種々研究を重ねている次第であります。

元來医藥分業は、種々利点のあることは言ひまでもない事でありまして、現代医学、藥学夫々の分野における進歩並びに學問上の分化と共に益々複雑専門化して來た調劑技術を専門家たる藥劑師に委ねることは、只でさえないで醫藥品を多數の醫師の手下に散在退蔵する弊を防ぎ得

る等幾多の利点を挙げ得ると考えられるのであります。

然し乍ら、醫師も調劑し得ることは、医療上種々の利点がありますと共に、購つて日本の現状を顧みずるとき、從來多年にわたつて醫師が調劑を兼ねて來た關係上、一般民衆もこの状態に慣れ、親しみを感して居り、一方において我が國の藥局は、殊に終戦後戦災に依る復興が遅々として進捗して居らぬ現在、完全な医藥分業を行うのには適當でない状態と考へられます。

又藥局の分布状況よりすると、國民大衆に却つて不便をもたらす結果となり、更に醫藥品の不足せるための藥局における調劑の困難は、益々大衆を不安に陥れる虞が大であるようにも考へられます。

かく考へますとき、多年にわたる慣習を一朝にして激変せしめることは、幾多の混乱が予想されるのでありまして、医藥分業の利点は充分に考へられ乍らも、未だ日本の現状では時期尚早である感が大であります。さりとてこの問題は、將來解決しなければならぬ重大懸案でありますので、今後充分な検討を加へ、万遺憾のないよう慎重を期したいと考えている次第であります。

○議長(松平恒雄君) これより本日の

会談を閉じます。出陣勝次君より病氣につき会期中滞歐の申出がございました。許可をいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) お諮りして決定したいことがございます。過般農林委員会より、生鮮食料品及び青果物の生産並びに統制状況に関する調査承認要求がございました。議長は調査することの承認を與へましたが、これに伴ひまして、生鮮食料品及び青果物の生産並びに統制状況実地調査のため、委員長より委員を派遣したいとの申出がございました。埼玉縣、千葉縣方面に木下源吾君、平沼彌太郎君四日間、京都府、大阪府、兵庫縣方面に岩木哲夫君十日間、岡山縣、廣島縣、山口縣、福岡縣方面に佐々木康藏君十日間の各日程を以て、以上四名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

次に派遣議員変更の件についてお諮りいたします。過般決定いたしました電力復興及び開港状況実地調査のための派遣議員中、橋本萬右衛門君は取替

し、西川昌夫君は黒部方面を九州方面に変更の旨電氣委員長より申出がございました。右の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会計検査院の検査官の任命に関する件、去る八日、内閣總理大臣から会計検査院法第四條第一項の規定に基づき、佐藤基君、下岡忠一君及び諸橋義君を検査官に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件につきましては、議長は予め議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会は右三名の任命に同意することに異議がない旨の決定がございました。本件に関し同意を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、國會議員の特別手当に関する法律案、衆議院提出、日程第三、昭和二十二年法律第八十一号(議院に出席する証人の旅費及び日当に関する法律)の一部を改正する法律案、衆議院提出、以上兩案

を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。兩案を一括して議題といたします。先ず委員長より委員会の経過及び結果の報告を求めます。議院運営委員長木内四郎君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会計検査院の検査官の任命に関する件、去る八日、内閣總理大臣から会計検査院法第四條第一項の規定に基づき、佐藤基君、下岡忠一君及び諸橋義君を検査官に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件につきましては、議長は予め議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会は右三名の任命に同意することに異議がない旨の決定がございました。本件に関し同意を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

次に派遣議員変更の件についてお諮りいたします。過般決定いたしました電力復興及び開港状況実地調査のための派遣議員中、橋本萬右衛門君は取替

し、西川昌夫君は黒部方面を九州方面に変更の旨電氣委員長より申出がございました。右の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会計検査院の検査官の任命に関する件、去る八日、内閣總理大臣から会計検査院法第四條第一項の規定に基づき、佐藤基君、下岡忠一君及び諸橋義君を検査官に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件につきましては、議長は予め議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会は右三名の任命に同意することに異議がない旨の決定がございました。本件に関し同意を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、國會議員の特別手当に関する法律案、衆議院提出、日程第三、昭和二十二年法律第八十一号(議院に出席する証人の旅費及び日当に関する法律)の一部を改正する法律案、衆議院提出、以上兩案

を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。兩案を一括して議題といたします。先ず委員長より委員会の経過及び結果の報告を求めます。議院運営委員長木内四郎君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会計検査院の検査官の任命に関する件、去る八日、内閣總理大臣から会計検査院法第四條第一項の規定に基づき、佐藤基君、下岡忠一君及び諸橋義君を検査官に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件につきましては、議長は予め議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会は右三名の任命に同意することに異議がない旨の決定がございました。本件に関し同意を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

次に派遣議員変更の件についてお諮りいたします。過般決定いたしました電力復興及び開港状況実地調査のための派遣議員中、橋本萬右衛門君は取替

し、西川昌夫君は黒部方面を九州方面に変更の旨電氣委員長より申出がございました。右の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会計検査院の検査官の任命に関する件、去る八日、内閣總理大臣から会計検査院法第四條第一項の規定に基づき、佐藤基君、下岡忠一君及び諸橋義君を検査官に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件につきましては、議長は予め議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会は右三名の任命に同意することに異議がない旨の決定がございました。本件に関し同意を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、國會議員の特別手当に関する法律案、衆議院提出、日程第三、昭和二十二年法律第八十一号(議院に出席する証人の旅費及び日当に関する法律)の一部を改正する法律案、衆議院提出、以上兩案

を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

審査報告書

國會議員の特別手当に関する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十一日

議院運営委員長 木内 四郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

板野 勝次 佐佐 弘雄

東浦 庄治 塚本 重藏

竹下 豊次 藤井 新一

松本治一郎 佐々木良作

佐藤 尚武 結城 安次

黒川 武雄 高橋徳太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

各議院の議長、副議長及び議員は、現在昭和二十二年法律第八十号の

規定により、それぞれ歳費を受け
ることになつてゐるが、右法律制
定後諸般の事情が変化してゐるの
で、国会法第三十五條の精神に鑑
みて、当分の間、特別手当を受け
ることが必要である。

二、事件の利害得失
国会議員の歳費と特別手当との合
計額を、一般官吏の最高の給與額
より少くない程度にすることは、
国会法第三十五條の精神に鑑み妥
当である。

三、費用
特別手当の額は、両議院の議院運
営委員会の合同審査会で、具体的
に決定されるものであつて、今直
ちに所要額を見積ることとはできな
いが、仮に特別手当を議長三千円、
副議長二千五百円、議員一人当り
二千円とすれば、本年度衆議院に
おいては、千二十六万八千五百円、
参議院においては、五百五十一万
六千五百円、両議院併せて、千五百
七十八万五千円を予算する必要が
ある。

国会議員の特別手当に関する法律
案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十二年八月九日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

国会議員の特別手当に関する法律
各議院の議長、副議長及び議員は、
当分の間、特別手当を受ける。特別
手当の額は、これと歳費との合計額
が、一般官吏の最高の給與額（家族
手当を除く）より少くない程度にお
いて、両議院の議院運営委員会の合
同審査会で、これを定める。
昭和二十二年法律第八十号第二條
乃至第六條の規定は、特別手当につ
いて、これを準用する。

附則
この法律は、昭和二十二年五月分
の特別手当から、これを適用する。
審査報告書
昭和二十二年法律第八十一号（議
院に出頭する証人の旅費及び日当
に関する法律）の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十二年八月十一日
議院運営委員長 木内 四郎
参議院議長 松平恒雄殿
多数意見者署名
板野 勝次 佐佐 弘雄
東浦 庄治 塚本 重藏
竹下 豊次 藤井 新一
松本治一郎 佐々木良作

要領書
一、委員会の決定の理由
公聴会に出頭する利害関係者又は
学識経験者等に、旅費及び日当を
支給する必要がある。
二、事件の利害得失
公聴会に出頭する利害関係者又は
学識経験者等に、旅費及び日当を
支給することは、妥当である。
三、費用
所要額は、公聴会開催の回数等に
依り異なるが、本年度においては、
衆議院においては、二十万円、参
議院においては、十六万五千二百
円、両議院併せて、三十六万五千
二百円程度を予算する必要がある。
昭和二十二年法律第八十一号（議
院に出頭する証人の旅費及び日当
に関する法律）の一部を改正する
法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十二年八月九日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

議院に出頭する証人等の旅費及び
日当に関する法律
第六條 委員会の要求により、公聴
会に出頭した利害関係者又は学識
経験者等には、前五條の例により
旅費及び日当を支給する。
第六條を第七條に改める。
附則
この法律は、昭和二十二年八月一
日から、これを適用する。
〔木内四郎審査報告書〕
○木内四郎君 只今議題となりました
二つの法律案の委員会における審議の
経過並びに結果について御報告いたし
ます。
先ず国会議員の特別手当に関する法
律案について申し上げます。
この法律案は、かねて両議院の議院運営
委員会におきまして打合せました結
果、衆議院の方面におきまして、各派
共同の提案として提出されたものであ
りまして、それが衆議院において可決
されて、本院に廻つて来たものであり
ます。御承知のように、国会法第三十
五條におきましては、「議員は、一般官
吏の最高の給料額より少くない歳費を
受ける。」といふことが規定いたしてあ
るのであります。ところが昭和二十二
年法律第八十号、即ち国会議員の歳費、
旅費及び日当等に関する法律の第一條
におきましては、「各議院の議長は歳

費として月額七千円、副議長は五千円、
議員は三千五百円を受ける。」といふ
ふうに金額を定めておるのでございま
す。勿論この法律を制定いたしました
当時におきましては、この金額を適當
と認めて定められたものであると思ふ
のであります。併しその後におき
まして、御承知のように、物價が
非常に騰貴いたしました。又これ
に伴ひまして官吏の給與も著しく
増額されたのであります。それで
若しこのままにいたしておきますと
ば、国会法第三十五條の規定、即ち
「議員は、一般官吏の最高の給料額よ
り少くない歳費を受ける。」というこ
の国会法の條文の精神に調わない結果
になるのであります。そこで今回この
法律案によりまして、議長、副議長及
び議員に対しまして、本年の五月に廻
りまして特別手当を出すことにいたし
ました。そうしてその特別手当と歳費
とを合わせまして、議員の受けること
の金額が一般官吏の最高の給料額よ
りも少くない程度にしようといふので
ございまして、而してこの特別手当の金
額につきましては、現下の騰貴情勢に
顧みまして、これを固定いたしません
で、その時々々の情勢に應じて、両院
の議院運営委員会の合同審査会でこれ
を定めるといふことになつておるので

参議院運営委員会におきましては慎重に審議をいたしました結果、全会一致を以ちまして本案は可決すべきものであるというふうに決定いたしましたのでございます。尙この法律案の審議に当りまして、先程申しました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の第九條及び第十條に規定いたしてありますところの、事務補助員の給料及び通信等につきまして、これを今日の情勢に應ずるよう引上げるようにしたいという意見が各委員から開陳せられました。目下衆議院方面と連絡いたしましたので、その取扱について研究中でございます。そのことを一言付け加えて申し上げます。

次は昭和二十二年法律第八十一号、参議院に出頭する証人の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案も只今申しました法律案と同様に、両院の参議院運営委員会におきましてかねがね打合せをいたしまして、そして衆議院の各派共同の提出として、衆議院の方から可決をされて廻つて来たものでございます。御承知のように昭和二十二年法律第八十一号におきま

しては、参議院に出頭する証人には歳費及び日当を支給することが規定いたしてあるでございます。併し国会法第五十一條においてすでに規定いたしてありますところの、公聴会に出頭するところの利害関係人又は学識経験者等、いわゆる公述人に旅費及び日当を支給するところの規定はないのでございます。従つてこのままにいたしますれば、例えば昨日から本院において開かれておりますところの公聴会に出頭したところの公述人の旅費及び日当を支給するところの途がないのでございます。これは明らかにこの法律の不備でありますので、これを改正する必要がありますのでございます。そこで今向この改正案によりまして、本年八月一日に通りまして、公聴会の公述人にも旅費及び日当を支給するところの途を開こうというのがこの法律案の内容でございます。この法律案の付託を受けました参議院運営委員会におきましては、これ又慎重に審議いたしました結果、全会一致を以ちまして本案は可決すべきものであるというふうに決定いたしました次第でございます。甚だ簡単にございすが、これを以ちまして御報告

といたす次第でございます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。委員長は報告は両案共可決報告でございます。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

出席者は左の通り。

- | | |
|-----|---------------|
| 議長 | 松平 恒雄君 |
| 副議長 | 松本治一郎君 |
| 議員 | 中西 功君 板野 勝次君 |
| | 細川 嘉六君 藤田 芳雄君 |
| | 佐々木良作君 西園寺公一君 |
| | 岩間 正男君 星野 芳樹君 |
| | 川上 嘉君 田村 文吉君 |
| | 小林米三郎君 波多野林一君 |
| | 堀越 儀助君 高瀬兼太郎君 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 山下 義信君 宿谷 榮一君 | 岡本 愛祐君 柳川宗左衛門君 | 高田 寛君 久松 定武君 | 中川 以良君 小野 哲君 | 鈴木 直人君 山崎 恒君 | 梶見 義男君 帆足 計君 | 赤澤 與仁君 加賀 操君 | 市來 乙彦君 伊達源一郎君 | 來馬 琢道君 松村眞一郎君 | 姫井 伊介君 小宮山常吉君 | 寺尾 博君 飯田精太郎君 | 小杉 子彦君 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 赤木 正雄君 | 穂積眞六郎君 奥 むめお君 | 早川 慎一君 三島 通陽君 | 北條 秀一君 徳川 宗敬君 | 小川 友三君 鎌田 逸郎君 | 矢野 西雄君 河井 彌八君 | 下條 康廣君 佐佐 張雄君 | 竹下 豊次君 木下 辰雄君 | 高橋龍太郎君 佐藤 尙武君 | 野田 俊作君 梅原 眞隆君 | 千葉 信君 内村 清次君 | 木村福八郎君 下條 恭兵君 | 山田 節男君 赤松 繁子君 |
|---------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 丹後 五郎君 藤井 辨一君 | 岡村文四郎君 宇都宮 登君 | 井上なつ多君 波多野 鼎君 | 原 虎一君 羽生 三七君 | 岩本 月洲君 河野 正夫君 | 新谷寅三郎君 吉川末次郎君 | 結城 安次君 齋邊 甚吉君 | 若木 勝藏君 植竹 春彦君 | 油井賢太郎君 平野善治郎君 | 入交 太藏君 小杉 繁安君 | 小林 勝馬君 深川タマエ君 | 原口忠次郎君 竹中 七郎君 | 藤森 眞治君 深川榮左エ門君 | 水橋 藤作君 三木 治朗君 | 田中 利勝君 浅井 一郎君 | 村尾 重雄君 鈴木 清一君 | 鬼丸 義賢君 稻垣平太郎君 | 小泉 秀吉君 塚本 重藏君 | 中井 光次君 木内 四郎君 | 櫻内 辰郎君 北村 一男君 | 淺岡 信夫君 堀 末治君 | 荒井 八郎君 山田 佐一君 | 中山 謙彦君 草葉 隆圓君 | 柴田 政次君 小林 英三君 | 板谷 昭助君 松野 喜内君 |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|

墨川 武雄君 玉屋 喜章君
徳川 頼貞君 深水 六郎君
平岡 市三君 重宗 雄三君
西山 亀七君 大隈 信幸君
橋本萬右衛門君 小串 清一君
平沼彌太郎君

政府委員
大藏政務次官 小坂善太郎君

定價 一部 一円四十銭

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課